

労働者が、業務上あるいは通勤により死亡した場合、その方によって生計を維持されていた遺族は生活の糧を失ってしまいます。そこで遺族方々に対して、請求に基づいて遺族(補償)給付と葬祭料(葬祭給付)が支給されます。今回は、それら死亡に関する給付について、ご紹介していきます。

### 遺族(補償)給付と葬祭料(葬祭給付)に関する保険給付

- 死亡に関する給付は、
- (1) 遺族(補償)年金
  - (2) 遺族(補償)年金前払一時金
  - (3) 遺族(補償)一時金
  - (4) 葬祭料(葬祭給付)

#### ① 遺族(補償)年金

●遺族の範囲と順位  
労働者が死亡した当時、次に該当する遺族がいる場合に遺族(補償)年金が支給されます。また、遺族(補償)年金を受け取ることのできる遺族には次のような順位があります。

※遺族(補償)年金には転給という制度があり、先順位者が失権し同順位者がいない場合には、次順位者が受給権者となります。

順位	遺族	労働者の死亡当時の要件
1	妻	六〇歳以上、または障害等級五級以上の障害の状態にある(要件A)
2	子	一八歳に達する日以後三月三十一日までの間にあるか、または障害等級五級以上の障害の状態にある(要件B)
3	父母	※右の要件Aと同
4	孫	※右の要件Bと同
5	祖父母	※右の要件Aと同
6	兄弟姉妹	※右の要件Bと同
7	夫	五五歳以上六〇歳未満の者で障害等級五級以上の障害にない(六〇歳に達する月まで支給停止)
8	父母	
9	祖父母	
10	兄弟姉妹	

労働者の収入によって生計維持

#### ●遺族(補償)年金の額

遺族の数	遺族(補償)年金の額
一人	給付基礎日額の二五三分 ※ただし五五歳以上の妻または障害等級五級以上の妻にあっては一七五百分
二人	給付基礎日額の二〇一分分
三人	給付基礎日額の二三三分分
四人以上	給付基礎日額の二四五百分分

#### ② 遺族(補償)年金前払一時金

遺族(補償)前払一時金は、遺族(補償)年金の受給権者の請求によって、一定の年

金額(給付基礎日額の二〇〇・四〇〇・六〇〇・八〇〇・一、〇〇〇百分)を一括し、一時金として前払いするものです。

#### ③ 遺族(補償)一時金

遺族(補償)一時金が支払われる場合には、次の二つのケースがあり、一時金の額は最高で給付基礎日額の二、〇〇〇百分となります(すでに遺族(補償)年金、遺族(補償)年金前払一時金が支給されている場合、給付基礎日額の二、〇〇〇百分からすでに受け取った額を控除した額となります)。

- (1) 労働者の死亡当時、遺族(補償)年金を受け取ることができない遺族がないとき
  - (2) 遺族(補償)年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に遺族(補償)年金を受けることのできる遺族がなく、かつ、当該労働者の死亡に関して支給された遺族(補償)年金の額及び遺族(補償)年金前払一時金の額の合計額が、給付基礎日額の二、〇〇〇百分に満たないとき
- #### ●遺族の範囲と順位
- (1) 配偶者
  - (2) 労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母
  - (3) 前号に該当しない子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

#### ④ 葬祭料(または葬祭給付)

労働者が業務上(または通勤によって)死亡した場合に、葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて支給されます。この給付を受けることができるのは必ずしも遺族であるとは限らず、葬祭を行う者が対象となります。

#### ●葬祭料(葬祭給付)の額

- 次の一または二の額のうち、いずれか高い方の額となります。
- (1) 三二五、〇〇〇円 + (給付基礎日額 × 三〇百分)
  - (2) 給付基礎日額 × 六〇百分

## 法人協会ニュース

### ■来年1月10日(金)「米政策説明会」を開催します

＜内容＞食糧庁の米政策立案者と意見交換  
場 所：東京・有楽町「蚕糸会館」  
時 間：午後2時～5時30分  
参加希望者：最寄りの都道府県法人協会へ  
又は本協会へ

### ■税制改正大綱について

発泡酒、たばこの増税が目につきますが、法人の方にも気になる点があります。

#### ①消費税の免税点制度について

平成16年4月から現行の3千万円から1千万円へ引き下げとなります。免税点制度を活用する法人さん是对應について考え方を整理する必要があります。特に、事務負担等が増えることとなります。

②法人事業税の外形標準課税導入について  
平成16年4月以後適用。対象法人は資本金1億円超の法人となっています。法人協会の会員さんでは4法人が対象となっています。該当の法人さんへは確認をさせていただきます。

③消費税の価格表示のあり方について  
消費者に対し消費税を含めた価格の総額表示になります。  
「総額表示」の16年4月実施にあたり、現状(実態)と新たに生じる問題点について、会員さんのご意見を伺いたと思います。別途アンケート形式で伺いますのでその際はよろしくお願ひします。

### ■新規の取引先にご注意ください!

毎年この時期、新規の取引先の問い合わせがあります。いつものことですが、同じ会社の内容で内容もかんばんしく無いのも共通しています。この時期の新規、しかもFAX・TEL等での取扱いについてはご注意をお願いします。

「AgriBusiness 経営塾」128号

2002年12月19日発行



発行：社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365  
Fax : 03-5156-0366  
E-mail : hojin@nca.or.jp  
HP : http://www.hojin.or.jp/